

～定額減税しきれないと見込まれる方へ～

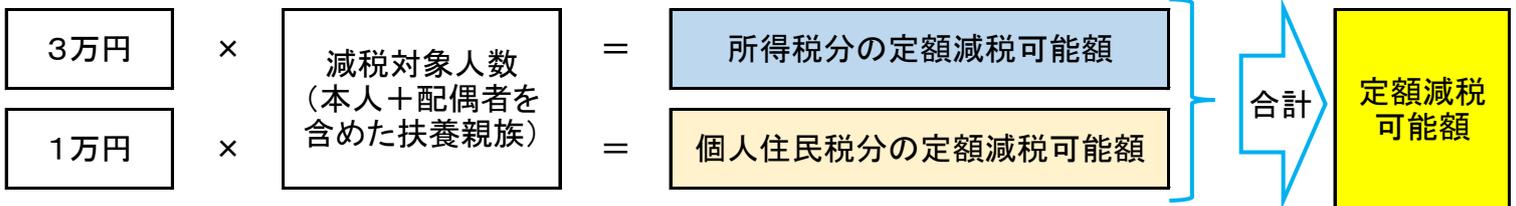
女川町 定額減税を補足する調整給付金のご案内

物価高騰支援対策として、課税者に対し所得税と住民税の一部を控除する「定額減税」が実施されます。定額減税される方のうち、課税額が低いために定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を補足する**調整給付金を支給**します。

調整給付金の支給要件

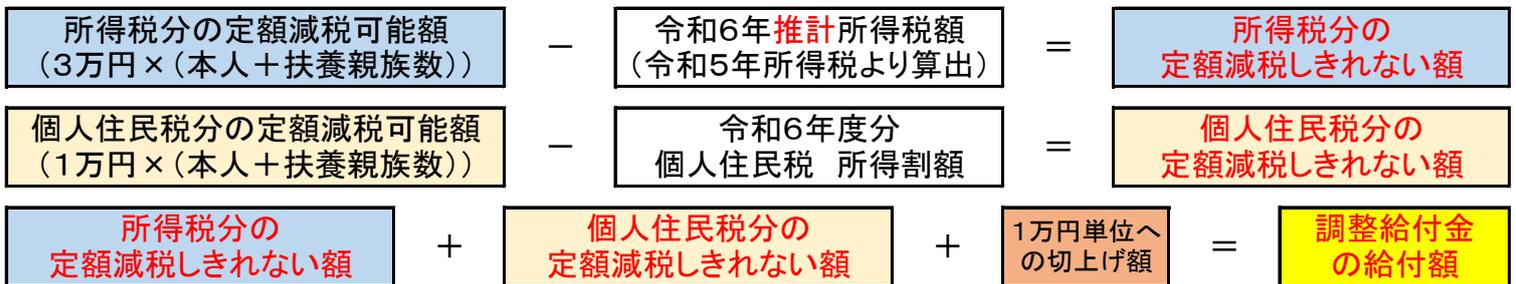
- ① 納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)に基づき算定される**定額減税可能額**が、**令和6年度分住民税所得割額**及び令和5年の所得・扶養状況により算出した**令和6年推計所得税額**の合計を上回り、**定額減税しきれないと見込まれる**こと
- ② 令和6年分の合計所得金額が1,805万円(給与収入額が2,000万円)以下であること
- ③ 令和6年度分個人住民税または令和6年分所得税の**少なくとも一方が課税**されていること
- ④ 令和6年1月1日時点で、女川町に住民登録があること

定額減税可能額



減税対象者(本人+配偶者を含めた扶養親族)1人につき、4万円分(3万円+1万円)の減税が可能なんですわ!!

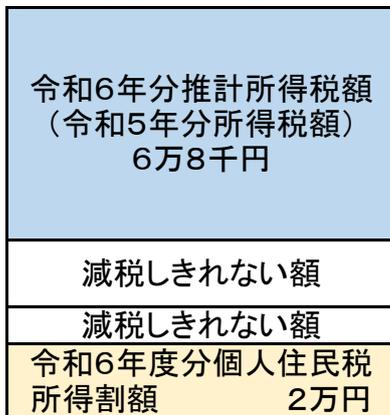
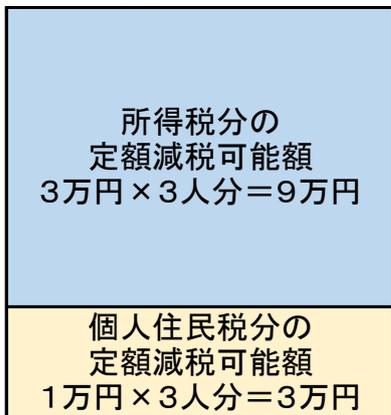
調整給付金の給付額



【例:本人、配偶者、扶養親族1人の合計3人】

定額減税可能額
合計12万円

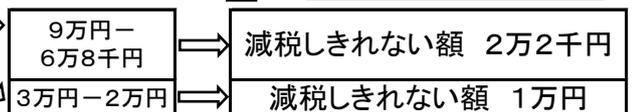
減税対象の額(減税前)
合計8万8千円



定額減税しきれなかった額を1万円単位まで切り上げた額が給付されるんですわ!!

調整給付金の給付額 4万円
(2万2千円+1万円+切上げ額)

1万円単位へ切上げ



調整給付金の支給手続き

- ① 女川町役場から給付内容や確認事項が記載された**支給確認書**がご自宅へ郵送されます。
- ② 内容を確認し、氏名・確認年月日・電話番号等の必要事項を記載した**支給要件確認書**を同封の返信用封筒で女川町役場町民生活課へ郵送して下さい。

【確認事項】

- ・ 記載された口座情報が給付金の振込を希望する口座であるか
 - ・ 定額減税の算出に用いられた扶養親族数に誤りがないか
 - ・ 裏面の「提出書類の確認欄」を確認し、該当する箇所の口に☑と「レ点」を記載したか
- ③ 『口座情報の記載がない方』又は『記載されている口座情報が給付を希望する口座と異なる方』は、支給確認書の裏面を記載するとともに、**支給確認書と添付書類**を同封の返信用封筒で女川町役場町民生活課へ郵送して下さい。

【添付書類】

- ・ 受取口座の金融機関名、支店、口座番号、口座名義が確認できる**通帳又はキャッシュカードの写し**
- ・ 世帯主の**本人確認書類の写し**(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの証明書類又は健康保険証、年金手帳等の証明書類)

受付期間

- 令和6年8月8日～9月30日

給付時期

- 受付した日から概ね2週間後

Q&A

【Q1】 給付額の算定に用いた推計所得税額と、後に確定した所得税額が異なる場合の対応は？

所得税額が確定し、給付額が不足していると判明した方には、令和7年中(時期の詳細は未定)に不足額の追加給付を実施します。

また過給付となったことが判明しても、過給付額の返還は求めません。

【Q2】 住宅ローンやふるさと納税により税金の控除を受ける方への対応は？

住宅ローン減税等の税額控除がなされた課税額に対して一人当たり4万円の定額減税がしきれない場合、その差額を調整給付金として給付します。

【Q3】 令和6年1月1日時点では女川町に住民登録していたが、その後転居した場合の給付申請先は？

女川町役場 町民生活課です。

【Q4】 推計所得税額が非課税であり、個人住民税も非課税の方でも、調整給付は支給されますか？

定額減税の対象ではないことから、調整給付は実施しません。

【Q5】 住民税非課税世帯等の低所得者世帯に対する給付金の受給者でも、調整給付されますか？

低所得者支援の給付金を受給していても、調整給付の支給要件に該当すれば、調整給付されます。

その他

- 本給付金は、給付された方が自ら使用できるように、譲り渡し・担保への活用・差し押さえが禁止されており、さらに所得税が課されません。
- 所得税の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
- 住民税の定額減税の詳細は、女川町ホームページ「ホーム>くらしの情報>税金>町県民税」をご参照ください。

お問い合わせ（土・日・祝日を除く）

女川町役場
町民生活課 生活支援係

受付時間 平日9:00～17:00

☎0225-54-3131